

北間連だより

No.80

令和2年1月31日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの間税会



留萌市：「萌っこ春待里（もえっこはるまつり）萌っこばんばレース」～2019年3月10日（日） 陸上自衛隊留萌駐屯地グラウンド
（ニシン漁で栄えた留萌の歴史と文化を伝承するとともに、春告げ魚と呼ばれるニシン大漁を祈願する気持ちで、約700キロのニシン舟をチームで引きゴールする勇壮な雪上競技です。）

《 主要目次 》

- | | | | |
|---------------------|-----|---------------------------|-------|
| ●札幌国税局長年頭あいさつ | 2 | ●「消費税期限内完納リーフレット」関係 | 8～9 |
| ●北間連会長年頭あいさつ | 3 | ●「税を考える週間」行事関係 | 10～13 |
| ●令和元年度叙勲・納税表彰 | 4 | ●活動だより | 14 |
| ●「税の標語」関係 | 5～7 | ●国税広報 | 15～16 |

年頭のあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

令和となって初めての年頭を迎えるに当たり、北海道間税会連合会の会員の皆様に、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。



札幌国税局長
灘 野 正 規

北海道間税会連合会は、昭和48年の発足以来、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした活動に幅広く精力的に取り組まれています。

平成元年4月の消費税創設以来、貴会は、消費税の会として事業者・消費者に対する啓発活動の先頭に立ち、「消費税制度定着推進運動」に取り組まれ、その後も、滞納防止のための「期限内完納運動」を推進されています。

昨年は、消費税率の引上げが行われた年でしたが、貴会はこの機に「税を考える週間」に向けた消費税期限内完納運動の取組として「消費税期限内完納リーフレット」を作成し、全道30単位会が一斉に各地域の金融機関に対し窓口への備え置きを依頼するとともに、このリーフレットの引渡しセレモニーを実施されました。多数の単位会が、このセレモニーの様子についてマスコミ報道をされ、消費税期限内完納運動に加えて、間税会活動をも大いにアピールされた年となりました。

更には、租税教育の一環となる「税の標語」にも積極的に取り組まれ、今年度の応募点数は過去最高の9274点にまで上るなど、今後も貴会の活発な活動につぎまして一層の拡大が期待されるところでございます。

このような皆様の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、昨年10月の消費税率引上げ及び軽減税率制度の導入から約3か月が過ぎました。

制度の実施に当たりまして、貴会及び単位会の皆様には説明会の開催など軽減税率制度の周知・広報に御尽力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

間もなく確定申告の時期を迎えますが、国税当局としましては、全ての事業者が自ら適切な申告・納税を行えるよう、引き続き記帳・申告指導に取り組んで参ります。

また、来年の10月には、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入に先立ち、インボイス発行事業者の登録申請が始まります。

この制度につきましても、インボイスの発行手続や記帳方法などの周知・広報に更なる取組が必要と考えております。

制度に関し、全ての事業者に理解を深めていただくためには、税務行政の良き理解者である北海道間税会連合会の皆様の活動は、今後も重要なものになると考えております。

貴会におかれましては、各制度の周知・広報に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、北海道間税会連合会のますますの御発展と会員の皆様の更なる御繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭のあいさつ

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当連合会の運営につきまして、特段のご協力・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

また、国税ご当局の皆様には、平素から間税会に対しまして深いご理解と多大なるご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。



北海道間税会連合会会長
高橋 則行

昨年は、天皇即位と令和への改元という新たな歴史の1ページを刻む節目の年となりましたが、私どもの日常生活に目を転じて見ますと、消費税率10%への引き上げと軽減税率制度の導入という生活に直結する大きな改正が行われた年でもありました。

さて、消費税といいますと、平成元年に導入され今では国の重要な基幹税となり、また、昨年の税率引き上げによる税収増が見込まれるなどその重要性は増すばかりであり、この消費税が期限内に完納されることは極めて大事なことでと考えておりますが、一方では、滞納の増加も懸念されるところです。

このようなことから、「消費税期限内完納運動を更に推進して行く必要がある」として、昨年、消費税の期限内完納を呼びかけるリーフレットを作成し、会員はもとより広く周知を図るべく、金融機関にリーフレットの備え置きを依頼することとし、「税を考える週間」において全道30単会が一斉に金融機関へのリーフレット引渡しのセレモニーを行い、報道機関にも大きく取り上げられるなど期限内完納を広くアピールすることができました。

このことは、各間税会の皆様のご尽力はもとより、国税局、税務署の皆様のご指導・ご支援、そして金融機関の皆様の多大なるご協力があって可能となったものであり、改めて厚くお礼申し上げます。

間税会は「消費税期限内完納運動の更なる推進」のほか「消費税の啓発活動等の拡充」、「会員増強による組織拡大等」の重点施策のもと様々な活動を展開していますが、新たに導入された軽減税率制度、そしてこれから導入が予定されているインボイス制度等について、戸惑いや間違いが生じないように更なる周知を図っていくとともに、税制への提言活動の一つとして、軽減税率制度が「消費税の逆進性緩和」という本来の目的に沿ったより良い制度となるような視点での提言を、今後とも行っていくことが大事であると考えております。

いずれにしましても、何事も組織の基盤がしっかりしていなければ成し得ないことであり、そのためには更なる会員増強と財政基盤の強化を図っていく必要があると考えております。

北間連の会員増強の取組としては、「現状を維持し、少しでも上積みを図る」ことを基本としつつ、全間連の増員目標（平成29年度以降毎年2%純増、3年間で10%純増）の取組も本年度が最終年となることなどを踏まえ、会員の加入拡大に努めることとしておりますので、今後とも皆様のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、各間税会のますますのご発展と会員皆様のご繁栄を祈念し、また、国税ご当局の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

令和元年度叙勲受章おめでとうございます

敬称略

旭日双光章

佐々木 秀 雄



北海道間税会連合会 常任理事
八雲地方間税会 会長

令和元年度納税表彰受彰おめでとうございます

敬称略

財務大臣表彰

工 藤 修 二



全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
岩見沢間税会 会長

国税庁長官表彰

横 山 昭 仁

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
札幌東間税会 会長



高 橋 秀 樹

旭川東間税会 常任理事



国税局長表彰

永 田 英 治

北海道間税会連合会 常任理事
札幌西間税会 副会長



杉 浦 勝 利

北海道間税会連合会 常任理事
札幌南間税会 副会長



新 倉 百 恵

北海道間税会連合会 常任理事
小樽間税会 副会長



松 永 英 樹

北海道間税会連合会 常任理事
室蘭間税会 会長



藤 田 健 慈

名寄間税会 副会長



令和元年度
国税局長納税表彰式
(令和元年11月1日)

税務署長表彰

福 岡 道 廣

北間連理事 (札幌西間税会)

三 橋 宣 由

北間連常任理事 (札幌北間税会)

小 林 裕

北間連常任理事 (札幌東間税会)

森 岡 勇

札幌南間税会 常任理事

阿 部 誠

北間連常任理事 (小樽間税会)

名 畑 正 樹

北間連常任理事 (倶知安地方間税会)

志比川 武

倶知安地方間税会 副会長

塚 本 壽三郎

留萌間税会 副会長

栗 本 茂 生

北間連理事 (室蘭間税会)

須 賀 秀 郎

室蘭間税会 理事

尾 野 仁 昭

苫小牧間税会 常任理事

鈴 木 信

北間連常任理事 (紋別間税会)

今 野 政 男

北間連理事 (紋別間税会)

荒 井 一 晃

北間連常任理事 (釧路間税会)

(注)各受彰者の役職につきましては、他の税務関係団体等の役職にも在る場合、その役職名の記載は割愛して掲載しておりますのでご了承願います。

令和元年度

『税の標語』

沢山の応募

ありがとうございます

令和元年度「税の標語」の応募数は9274点で、前年度（7713点）に比べ1561点の増加となっており、応募のあった間税会数も前年より3つ増えて17となっています。このうち小中学生等からの応募数は9196点でした。審査の結果、全間連の「入選」に8点が、そして「北間連会長賞（優秀賞）」に232点の作品が受賞となり、受賞者の皆さんには「税を考える週間」等において、各間税会の会長、役員から賞状と記念品が贈られました。（「税の標語」の募集は、税の標語を作る機会を通じて「税について考えてもらう」、「税を知ってもらう」という税の啓発等、間税会活動の一つとして取り組んでいるものです。特に租税教育という面からも沢山の子どもさんたちに応募していただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。）

◎応募状況

単会名	応募 総数	応募状況 (カッコ内の数字は学校数)	左記内訳		単会名	応募 総数	応募状況 (カッコ内の数字は学校数)	左記内訳	
			学校	一般				学校	一般
札幌中	328	札幌市立の小学校（２）	328		富良野	115	富良野市立の中学校（１）	115	
札幌西	423	札幌市立の小学校（２）	423		名寄	531	士別市立の中学校（５）	531	
札幌北	109	札幌市立の小学校（１）	109		留萌	210	留萌市立の中学校（１）小学校（１）	78	
札幌東	387	札幌市立の小学校（２）	387				小平町立の中学校（１）	79	
札幌南	88	札幌市立の小学校（１）	88				苫前町立の中学校（１）小学校（１）	43	
函館	1064	函館市立の小学校（４）	1041				初山別村立の中学校（１）	4	
		知内町立の小学校（１）	23		一般（会員等）		6		
岩見沢	3009	岩見沢市立の小学校（８）	738		室蘭	1081	室蘭市立の小学校（11）	505	
		栗山町立の小学校（３）	247				登別市立の小学校（８）	365	
		南幌町立の小学校（１）	89				伊達市立の小学校（９）	211	
		三笠市立の小学校（２）	64		網走	82	小清水町立の中学校（１）	58	
		月形町立の小学校（１）	27				清里町立の中学校（１）	24	
		岩見沢市立の中学校（８）	1511		釧路	196	釧路市立等の中学校（６）	196	
		栗山町立の中学校（１）	165				十勝池田	132	足寄町立の小学校（４）
		三笠市立の中学校（２）	132		根室	405	根室市立の中学校（３）	136	
		月形町立の中学校（１）	36				別海町立の中学校（１）	5	
旭川中	348	旭川市内の専門学校（１）	170				中標津町立の中学校（１）	154	
		旭川市立の中学校（４）	121				標津町立の中学校（１）	36	
		一般（会員等）		57			羅臼町立の中学校（１）	74	
旭川東	766	旭川市立等の中学校(10) 小学校（３） 一般（会員等）	751	15					
小計	6522	学校・一般別の小計	6450	72	小計	2752	学校・一般別の小計	2746	6
合 計					9274	学校・一般別の合計		9196	78

◎全間連「入選」作品

(敬称略)

【札幌西】札幌市立星置東小学校 早 苗 初 悠 身近な税 きっとだれかを 支えてる
 【札幌東】札幌市立本通小学校 早 坏 陽 介 消費税 きちんと理解 きちんと納税
 【函館】函館市立青柳小学校 北 村 美 結 深めよう税への関心 支えよう日本の未来
 【岩見沢】岩見沢市立緑中学校 田 中 桃 佳 消費税 私も参加できる 助け合い
 【旭川東】旭川市立明星中学校 落 合 奏 太 支え合おう しっかり納税 明るい未来
 【名寄】士別市立多寄中学校 笹 村 舞 子 ありがとう みんなの暮らしを 支える税
 【室蘭】室蘭市立高砂小学校 吉 田 新 税金は 未来を造る たからもの
 【根室】中標津町立中標津中学校 大 高 葉 生 納税で みんなが住みやすい 日本へ



～「世界の消費税」クリアファイルに「税の標語・最優秀賞」掲載される～

昨年（令和元年10月版）から「税の標語」の全間連最優秀賞作品が掲載されることになりました。これは根室間税会（滑川義幸会長）から「クリアファイルに税の標語を載せることにより活動の一端をより広くアピールできるのではないか」とのご提案をいただき、北間連から全間連に掲載方をお願いしておりましたが、全間連でご検討いただいた結果、掲載となったものです。また、標語に合わせ、「『税の標語』募集活動は国税庁の後援をいただいている事業である」旨の掲載もあり、事業活動の一つである租税教育の推進を大きくアピールするものとなっている。

平成30年度「税の標語」最優秀賞（間税会）
 「税金の正しい知識 身に

合会（消費税は！

「税の標語」各賞受賞の皆さん～生徒さんが一生懸命考えた立派な作品でした!!



札幌市立中央小学校の皆さん（札幌中間税会）



札幌市立資生館小学校の皆さん（札幌中間税会）



札幌市立星置東小学校の皆さん（札幌西間税会）



札幌市立八軒小学校の皆さん（札幌西間税会）



札幌市立栄東小学校の皆さん（札幌北間税会）



札幌市立本通小学校の皆さん（札幌東間税会）



札幌市立平和通小学校の皆さん（札幌東間税会）



札幌市立澄川小学校の皆さん（札幌南間税会）



函館市立弥生小学校の皆さん（函館間税会）



函館市立柏野小学校の皆さん（函館間税会）



函館市立亀田小学校の皆さん（函館間税会）



函館市立青柳小学校の皆さん（函館間税会）



知内町立涌元小学校の皆さん（函館間税会）



受賞の皆さん（岩見沢間税会）



旭川市立北星中学校（旭川中間税会）



旭川市立六合中学校の皆さん（旭川中間税会）



旭川福祉専門学校の皆さん（旭川中間税会）



旭川市立忠和中学校の皆さん（旭川東間税会）



旭川市立愛宕中学校（旭川東間税会）



道教育大附属旭川中学校の皆さん（旭川東間税会）



旭川市立明星中学校の皆さん（旭川東間税会）



富良野市立富良野西中学校の皆さん（富良野地方間税会）



士別市立の中学校の皆さん（名寄間税会）



初山別村立初山別中学校の皆さん（留萌間税会）



小清水町立小清水中学校の皆さん（網走間税会）



清里町立清里中学校の皆さん（網走間税会）



釧路市立北中学校（釧路間税会）



足寄町立足寄小学校の皆さん（十勝池田間税会）



根室市立光洋中学校の皆さん（根室間税会）



中標津町立中標津中学校の皆さん（根室間税会）

★★★ 消費税期限内完納リーフレット作成～金融機関へ備え置きを依頼 ★★★

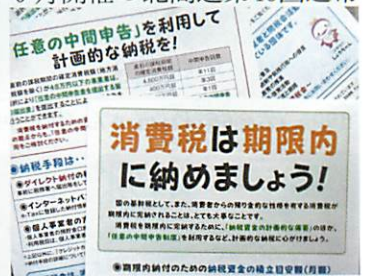
全道30単会一斉にリーフレット引渡し式を実施

北海道間税会連合会は北海道納税貯蓄組合との共催で、消費税の期限内完納と備蓄預金等を呼びかけるリーフレットを作成し、会員はもとより広く周知を図るべく、金融機関にリーフレットの備え置きを依頼することとし、「税を考える週間」で道内の30単会が一斉に金融機関へのリーフレットの引渡し式を実施し、報道機関にも大きく取り上げられるなど、期限内完納をアピールした。（この取り組みは、令和元年6月開催の北間連第46回通常総会において、「消費税完納に向けこれまでも様々な運動を行ってきたが、消費税は国の重要な基幹税であり、また、消費税率10%への引き上げに伴い滞納の増加が懸念されることから、消費税完納運動の更なる推進が必要である」として、「税を考える週間」において全道30単会が一斉に行うこととされたものである。）

11月12日、北海道信用金庫本店において札幌5間税会連絡協議会と札幌五地区納貯連共催によるリーフレット引渡し式が行われた。当日は北海道信用金庫前田理事長はじめ役員の皆様、札幌国税局工藤消費税課長、平賀札幌北税務署長ら幹部皆様のご出席をいただき、鷲尾会長、加藤副会長（五地区納貯連）から前田理事長にリーフレットが手渡され、消費税完納を広くアピールすべく各支店への備え置きを依頼した。



（前列左から～福島札幌西会長・鷲尾会長・前田理事長・加藤副会長・平賀署長）



単会リーフレット引渡し式～ご協力いただきました金融機関の皆さま、ありがとうございました。



函館（青森銀行函館支店）



江差（道南うみ街信用金庫本店）



八雲（北洋銀行八雲支店）



小樽（北海道信用金庫小樽事業本部）



余市（北海道信用金庫余市支店）



倶知安（北海道信用金庫倶知安支店）



岩見沢（空知信用金庫本店）



滝川（北門信用金庫本店）



深川（北空知信用金庫本店）



旭川中・旭川東（旭川信用金庫本店）



富良野（富良野金融協会）



名寄（北星信用金庫本店）



留萌（留萌信用金庫本店）



稚内（稚内信用金庫本店）



室蘭（室蘭信用金庫・伊達信用金庫）



浦河（日高信用金庫本店）



苫小牧（苫小牧信用金庫本店）



網走（網走信用金庫本部）



紋別（紋別金融協会）



北見（北見信用金庫本店）



釧路（釧路信用金庫本店）



帯広（帯広銀行協会）



十勝池田（北洋銀行池田支店）



根 室（大地みらい信用金庫本店）

令和元年度「税を考える週間」協賛行事

各地で多彩に開催

「税を考える週間」(11月11日～17日)においては、国民各層により能動的に税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、効果的・効率的な広報広聴施策を官民挙げて集中的に実施しようというものであり、今年度も各地において講演会等各種行事が開催され、地元新聞等でも大きく報道されるなど、間税会活動等を大いにアピールすることにもなりました。

❖「税を考える週間」行事実施状況

(◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事への参加)

単会名	講演 講話	税の作文 朗読	研修会	横断幕	税金 クイズ	税の標語 募集・表彰	街頭 広報	書道展 表 彰	セミナー	利き酒	懇談会	租税教室 税の相談	標語 ポスター展示
税団協	○	○											
札幌中	◎					◎							○
札幌西						◎							
札幌北	○					◎							
札幌東			○	◎	○	◎							
札幌南						◎	◎						
函 館	△				△	◎	○	○	◎	◎		○	○
江 差	△							○					
八 雲	◎												
小 樽	○												
余 市	○						○				◎		
倶知安	○				○					○			
岩見沢	◎					◎							
滝 川					○								
旭川中					○	◎							○
旭川東					○	◎							○
富良野			○					○					
名 寄						○							
留 萌	○				○	◎	○						
稚 内	◎												
室 蘭	○					○				○			○
苫小牧			◎							◎			
網 走						◎							
紋 別			○							○			
北 見													○
釧 路			◎			◎							
帯 広	○												
十勝池田	○					◎							
根 室	△				△	◎		○					○

(注) 消費税期限内完納リーフレット引渡しセレモニー…全道30単会で実施

❖講演会と税の作品展開催 札幌中間税会

11月14日(木)、札幌ビューホテルにおいて松本隆臣札幌中税務署長を講師にお招きし、「間接諸税、その正体や如何に？」と題した講演会が開催されました。



また11月11日～15日の間、中央区役所に於いて札幌中税務連絡協議会による「税の作品展」が開催されました。



❖講演会開催 札幌北間税会(女性部会)

11月12日(火)、札幌サンブラザにおいて間税会はじめ法人会等関係4団体合同(女性部会)の主催で平賀信一札幌北税務署長の「税務行政のスマート化」と題した講演会が開催され、参加者は熱心に聞き入っていました。



❖横断幕掲示と税金クイズ大会開催

札幌東間税会

11月8日から18日までの間、菊水円形横断歩道橋

(菊水6-4)に「消費税期限内完納」推進の横断幕を掲示(札幌駅方向、新札幌方向に各1枚)し、広く呼びかけました。また、11月13日(水)には、当会江別支部と他の税務関係団体との共催で江別市民会館において「税金クイズ大会」が開催され、参加者は難題30問(国税15・市税15)に取り組み、団体戦では150点満点中106点を獲得した「税を考える友の会」チームが優勝しました。このほか、他団体との共催で税務講習会が開催(11月6日)されました。



❖ 消費税期期限内完納の呼び掛け

札幌南間税会

在札5間税会の消費税期限内完納運動の推進については、「札幌5間税会連絡協議会」が金融機関に消費税の期限内完納を呼び掛けるリーフレットの備え置きを依頼するなど、広く周知を図りましたが、当会でも街頭啓発用に用意されたリーフレットを利用し、北洋銀行月寒中央支店、北海道銀行月寒支店の2行に備え置きを依頼し、その一翼を担いました。



❖ 「セミナー」と「利き酒会」開催

函館間税会

11月18日(月)、ホテル函館ロイヤルでセミナーが開催され、山田寛明函館税務署長が「税の歴史と査察制度」と題して講演されました。セミナー終了後、恒例の「きき酒会」を開催しましたが、きき酒クイズでは10問の難題が出題され、見事全問正解は3名でした。引き続き行なわれた懇談会では利き酒の成績優秀者への景品授与などで盛り上がり、盛会裏のうちに終了となりました。



❖ 税の書道展・表彰

江差間税会

11月11日(月)～17日(日)の間、江差町役場で税に関する書道展(江差税務署主催)が開催。応募作品のうち各賞の作品が選ばれ、共催者としての江差間税会からは、江差間税会会長銀賞・銅賞の表彰状と副賞が贈られ、その栄誉を称えました。

❖ 講演会(講習会)開催

八雲地方間税会

11月7日(木)、八雲町「温泉ホテル八雲遊楽亭」において、通常総会終了後、高橋英樹八雲税務署長に

よる「税務行政の将来像」と題した講演のほか、税務署担当官による「間接諸税クイズ」が行われました。



❖ 講演会開催

11月15日(金)、ニュー三幸において小樽法人会との共催で特別講演会を開催しました。当日は河合幸一小樽税務署長を講師にお招きし、「税のよもやま話」と題して、国税局の組織・役割、査察制度、マイナンバーカード取得の推進、消費税軽減税率制度などについてお話しいただきました。



小樽間税会

❖ 街頭広報と講演会等

11月11日(月)、北海道信金余市支店前において税務関係団体との共催で街頭広報(クリアファイル配付など)を行ないました。街頭広報終了後、余市経済センターにおいて堀隆治郎余市税務署長より「消費税と酒税のはなし」と題した講話をいただきました。また、11月15日(金)には、余市税務署において余市間税会正副会長と余市税務署幹部との懇談会が行われました。



余市間税会

❖ 研修会、クイズ大会開催

俱知安地方間税会

11月11日(月)、ホテル第一会館において税務関係団体との共催で安田昭夫俱知安税務署長の講演(税務署の仕事いろいろ)と、税務署担当官による「税の雑学クイズ」が開催されました。また、その後行われた懇談会では「利き酒会」行われ、4問中、2問正解が最高で5名の方に景品が贈呈されました。



❖ 講演会開催

岩見沢間税会

11月12日(火)、岩見沢平安閣において「知ってみたい税に関する豆知識」と題して、札幌国税局工藤郁美消費税課長による講演会が開催され、岩見沢税務署管内の概要、国税庁の取組(スマート化等)などについて、分か



り易くご講演をいただきました。

❖ 税金クイズ実施

滝川地方法人会等税務関係団体との共催により、11月30日を応募期限とした「ウルトラクイズ2019」と称するハガキによるクイズの公募を行ないました。クイズに参加することにより税制等への理解を深めて貰いたいという趣旨のもと実施しているものですが、厳選な抽選のうえ200名の方に温泉入浴券が贈られました。

滝川間税会



❖ クイズ大会・税の標語展開催

11月17日（日）、アートホテル旭川に於いて法人会と共催で「おもしろ税ミナール！2019」が開催され、一般・会員合わせて約434名が来場しました。



クイズ大会のほか、ロビーには先般行なわれた「税の標語」の募集に於いて、旭川中・東間税会で応募のあった1114点の作品の中から優秀賞などを受賞した作品や、間税会のポスター（世界の消費税等）を展示したほか、「世界の消費税」クリアファイルの配布を行うなど、税の啓発・間税会のPR活動に努めました。

旭川中・東間税会

❖ 税務研修会・税の書道展

11月12日（火）、コンシェルジュプラザにおいて法人会、青色申告会、商工会議所との共催で、「合同税務研修会」が開催され、税務署担当官から消費税軽減税率制度について説明をいただきました。また、11月11日（月）～17日（日）の間、富良野文化会館において「税の書道展」が開催され、小中学生の税に関する作品が展示されました。



富良野地方間税会

❖ 街頭広報と税務署長講演会等開催

11月11日（月）、「税を考える週間推進委員会」主催による「街頭啓発」が「るもいプラザ」ほか市内の中学校2校（留萌・港南）の校門前で行われ、飯塚秀都留萌税務署長にもご参加いただき、下校中の中・高生

留萌間税会

らに税の大切さなどの声掛けやクリアファイル等が配付されました。11月12日（火）には留萌産業会館において飯塚秀都留萌税務長による「税金アラカルト～財政・税制・改



ともなりました。

正消費税・税務行政の今後」と題した講演会のほか税金クイズ大会が行なわれ、税に関する3択問題30問が出題され、参加者はクイズを通じて税について改めて考え、知る機会

❖ 講演会

稚内税務署管内間税会連合会

11月19日（火）、サフィールホテル稚内において、稚内税務署管内間税会連合会の総会終了後、山田剛稚内税務署長による「国税庁の使命と取組について」と題した講演が行われ、税務行政の将来像や納税者サービスの向上等についてお話いただきました。



❖ 標語作品展・講演会・利き酒等

室蘭間税会

11月11日（月）から17日（日）までの間、「税を考える週間実行委員会」の主催により室蘭市民会館、登別市役所、伊達信金本店アトリウムにおいて「税に関する標語作品展」が開催されました。また、11月12日には法人会と共催で信山道広室蘭税務署長と浅野一弘札幌大学教授による講演会が開催されたほか、11月19日には、小売酒販組合との共催で札幌国税局橋口知一鑑定官室長による講演や利き酒会が行われました。



❖ 税務研修会等開催

苫小牧間税会

11月15日（金）、苫小牧市グランドホテルニュー王子にて税務研修会が開催され、石橋三男苫小牧税務署長が「お酒と税務行政」と題して講演された。研修会終了後は青年部会・女性部会主催による「道産酒を普及する会」が開催され、道産の清酒、ワイン、ビールの紹介、・利き酒、PRなどが行なわれました。



❖ 講演会・利き酒



11月15日（金）、ホテルオホーツクパレスにおいて、法人会、青申会、納貯連、酒販組合との共催で、札幌国税局千葉学酒類業調整官による「お酒の話パート2」と題した研修会が開催されました。研修会終了後の懇談会では、清酒・焼酎・ビールの利き酒会も行われました。

紋別間税会

❖ 講演会開催

11月15日（金）、ホテル日航ノースランド帯広において、法人会、青申会との共催により、札幌国税不服審判所鈴木喜雄部長審判官による「国税不服審判所について」と題した講演会が開催され、国税不服審判所の役割など普段余り聞くことがない内容に、皆熱心に聞き入っていました。

帯広間税会



❖ 書道展・標語展

税を考える週間連絡協議会主催により、北見市端野町公民館他3か所において書道展が開催され、会場を訪れた人は生徒さんが一生懸命作成した作品に見入っていました。



北見間税会

❖ 税務講演会等開催

11月15日（金）、法人会との共催で、本別町商工会に於いて講演会が開催され、佐々木紀幸十勝池田税務署長が「税務行政四方山話」との演題で、また釧路工業高等専門学校情報工学科天元宏教授が「AIの基礎・現代・未来」と題して講演され、訳70名の参加者は熱心に聞き入っていました。

十勝池田間税会



❖ 税務研修会開催

11月19日（火）、道東経済センタービルにおいて、札幌国税局工藤郁美消費税課長による「知っておきたい税に関する豆知識」と題した研修が行われ、国の財政状況、国税庁の取組、税務行政の将来像や税に関するクイズなどにより分かり易くお話いただきました。



釧路間税会

❖ 税に関する作品展

「税を考える週間推進協議会」（幹事団体：根室間税会）主催による「税に関する作品展」が根室市総合文化会館ほか4か所において開催され、小学生の書道、中学生の税に関するポスター、税の標語、税に関する作文が展示されたほか、書道展の表彰も行われ滑川義幸根室間税会会長から生徒さんに賞状が贈られました。（写真：中標津町立丸山小学校の皆さん）

根室間税会



❖ 講演会と税の作文朗読会開催

税国協

11月15日（金）、ニューオータニイン札幌に於いて、北海道税務関係団体連絡協議会（加藤欽也会長）主催による「講演と中学生の税についての作文朗読会」が開催されました。講演では



灘野正規札幌国税局長が「税務行政の現状と国税庁の取組」と題して、財政の現状、納税環境の整備、税務行政の将来像（スマート化）などについて分かり易く説明されました。また、中学生の税についての作文朗読会では、道内から応募のあった作品の中から、札幌国税局長賞などを受賞した7人が作文を朗読しました。7人の作文はいずれも税についてよく勉強したことが伺われ、税の大切さを改めて考えさせられる内容であり、そして堂々と朗読する生徒さんに参加者は感心しながら真剣に聞き入り、朗読後には、加藤会



長から記念品が贈呈されるとともに、参加者からの盛大な拍手が送られました。

活 動 だ よ り

◆ 納涼ビール会開催

8月21日(水)、アサヒビール園で65名参加のもと、納涼ビール会が行われ、美味しいビールとジンギスカンを堪能し演歌歌手の西尾夕紀さんのサプライズ出演で大いに盛りあがった親睦会となりました。



— 札幌南間税会



夕べ」ではシャンソン歌手の伊藤ライムさんの素晴らしい歌声と美味しいワイン・料理を堪能し、楽しいひと時を過ごしました。



◆ 札幌5間税会青年・女性部会合同交流会

— 幹事・札幌北間税会

9月2日(月)、札幌5間税会の青年・女性部会の合同研修会が開催されました。当日は札幌市防災センターの視察と税務研修会が行われましたが、防災センターでは煙の部屋からの脱出、消火訓練、強風の前に立つなど日常あまり経験出来ないことを通じて、防災への意識を強くしました。



◆ 秋の研修見学会

— 札幌西間税会

9月12日(木)、千歳航空自衛隊を見学し、恵庭の「えりんこ村」に向かい、オーガニック野菜を使った料理を堪能しました。食事の後はパークゴルフと散策の二手に分かれ、参加した30名はスポーツと芸術の秋を存分に楽しみました。



「えりんこ村」に向かい、オーガニック野菜を使った料理を堪能しました。食事の後はパークゴルフと散策の二手に分かれ、参加した30名はスポーツと芸術の秋を存分に楽しみました。

◆ 納涼会開催

— 小樽間税会

9月12日(木)、ホテルノルド「デュオモロッソ」で会員交流の納涼会が行われました。ラウンジから眺める徐々に夕暮れに染まってくる小樽運河や小樽港は、海からの眺めとは一味違い、港町ならではの贅沢な景色と食事を堪能した交流会となりました。



◆ 野外研修会

— 帯広間税会

10月3日(木)、「北十勝の食と自然」と題し野外研修会を実施し、NHKテレビ「なつぞら」で一躍有名になった「神田日勝記念美術館」、自家製天然酵母のパン屋「カモク堂」、十勝鹿追産の食材を使った温かい家庭料理の「大草原の小さな家」などを巡り、心も体もリフレッシュし自然と食を満喫した野外研修会でした。



◆ 3団体女性部会合同研修会

— 函館間税会

11月5日(火)、法人会・青申会・間税会の女性部会合同研修会が開催され、函館間税会和田副会長に「世界のワイン事情～函館圏がワインのメッカになる」というテーマで講演していただきました。「ワインの

◆ 青年・女性部会長会議開催

— 北間連

11月15日(金)、ニューオータニイン札幌に於いて、札幌国税局工藤郁美消費税課長ほか幹部の皆様、親会から高橋会長をご来賓に迎え、全道間税会「青年部会・女性部会」部会長会議が開催されました。会議では、全道連の29年度以降の最重点施策、消費税期限内完納運動推進などが再確認され、会議終了後、午後から行われた国税局長講演会と税の作文朗読会に参加しました。



◆ 親睦ボウリング大会

— 釧路間税会

11月21日(木)、釧路パレスボウルで親睦ボウリング大会が行われましたが、交流の深まる和気あいあいとした楽しい大会となりました。



◆ 研修会開催

— 旭川中・東間税会

11月28日(木)、アートホテル旭川において法人会との共催で旭川中・東両税務署幹部を講師に迎え「事業承継のあらまし」及び「消費税軽減税率制度」について研修会が行われました。また、12月6日(金)には同ホテルにて、松倉一久税理士による「最新の相続・事業承継対策のススメ」と題した合同研修会が開催されました。



◆ 青年・女性部会合同税務研修会

— 旭川中・東間税会

12月5日(木)、旭川商工会議所において旭川中・東税務署幹部によるDVDを使った「お酒の仕事」と「査察」についてと題した研修会が行われ、出席者は熱心に聞き入っていました。



◆ 青年・女性部会合同研修会

— 札幌北間税会

12月11日(水)、札幌サンプラザにおいて、昨年に続き落語家・林家とんでん平師匠を講師にお招きし、「落語を聞く会」を開催しました。師匠の絶妙な語り口、しぐさなどに会場は爆笑の渦。そして話の中に消費税の軽減税率の分かりにくさなどが絶妙に盛り込まれているなど、笑いの中にも税を考えさせられる落語の研修会でした。

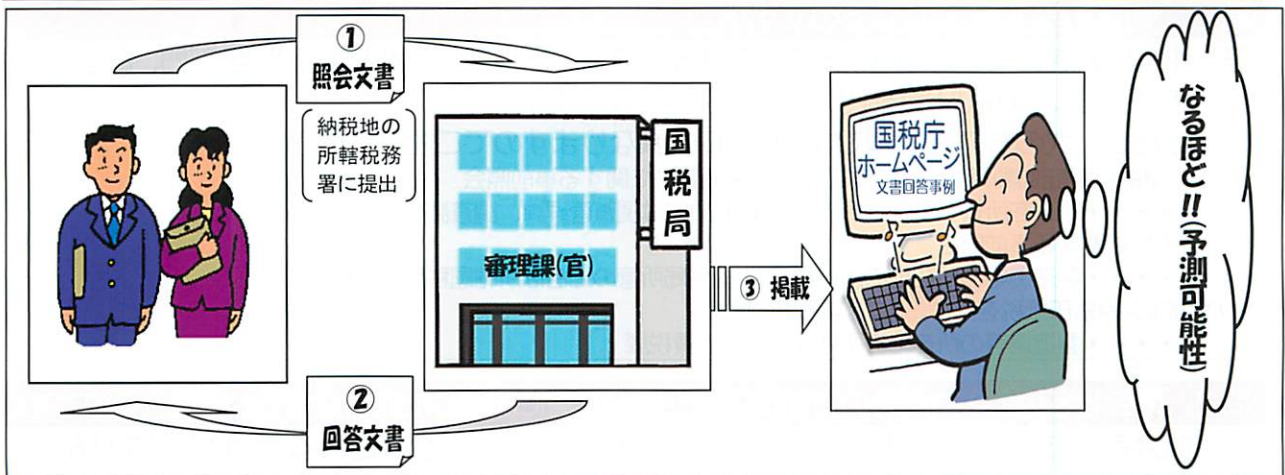


ご存じですか？ 文書回答手続

平成 30 年 4 月

[文書回答手続]

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

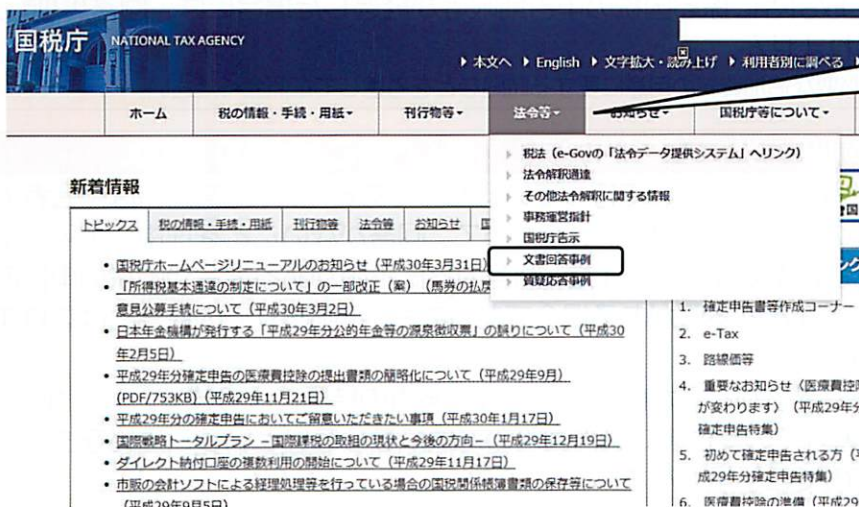


- 過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

文書回答事例へのアクセス

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】トップ画面

※掲載画像は平成 30 年 4 月現在のものです。



「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！

裏面に文書回答手続についてのQ & Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁

この社会あなたの税がいきている

文 書 回 答 手 続 に つ い て の Q & A

裏 面

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に係るもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- ⑤ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

問2 受付の窓口はどこになるのですか。

答 事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門（個人課税(担当)部門、資産課税(担当)部門、法人課税(担当)部門）が受付窓口になります。

ただし、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。

- イ 国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する事前照会
 - 法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ロ 酒税に関する事前照会
 - 製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
- ハ 間接諸税(印紙税を除く。)に関する事前照会
 - 製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課

問3 照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答 照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会内容については、照会文書に記載した内容がそのまま公表されるものではありませんので、公表する照会内容については、担当部署にご相談ください。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問4 照会の途中で国税の申告期限等が経過した場合でも回答してもらえるのですか。

答 事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答(口頭での回答を含みます。)は行われません。

(注) 審査に要する期間や審査に必要な追加資料の用意に要する時間などを考慮してご照会ください。

問5 その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答 ○ 文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○ 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。